

◇議員定数・任期および報酬額

・議員定数 13人

議員の定数は地方自治法の規定により「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める」とされており、定数は13人です。

・任期 4年

令和4年4月25日から令和8年4月24日までです。

・報酬額

《報酬月額》

役職	月額
議長	295,000円
副議長	240,000円
委員長	228,000円
議員	220,000円

《議員期末手当》

支給月	支給額
6月	報酬月額×1.15×(165/100)
12月	報酬月額×1.15×(165/100)